

答申第 848 号

諮問第 1471 号

件名：盗聴することを公務とする愛知県職員の氏名が記載されている文書等の
不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 12 月 7 日、平成 28 年 1 月 29 日及び同年 2 月 5 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が平成 27 年 12 月 21 日、平成 28 年 1 月 20 日、同年 2 月 12 日及び同月 19 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下についても同様とする。）、文書 2 及び文書 4 から文書 8 までについて
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

イ 文書 3 について

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

数年前、愛知県県民生活課情報公開窓口職員は、閲覧室で県職員と開示請求人との会話を盗聴した実績がある。愛知県教育委員会は、窓口職員の報告の内容を、準備書面に記載した。地域安全課は、愛知県職員の公務員としての倫理観に合致する、盗聴が仕事であると勘違いしている職員がいることを認識して、県民の安全の確保するための広報の文書を作成すべきである。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、8 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、当該 8 件の不開示決定は、同一の不開示理由により不開示決定をしたものであり、異議申立ての趣旨及び理由も同様である。そこで、実施機関

は、文書 1 から文書 3 までの不開示決定に係る異議申立て（諮問第 1426 号）を文書 4 から文書 8 までの不開示決定に係る異議申立てに併合した（諮問第 1471 号）。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 文書 1 について

文書 1 は、愛知県県民生活部地域安全課（以下「地域安全課」という。）が管理する文書のうち、盗聴することを公務とする愛知県職員の氏名が記載されている文書と解した。

イ 文書 2 について

文書 2 は、地域安全課が管理する文書のうち、愛知県職員が公務員として有する県民活動を盗聴する権利・義務が記載されている文書と解した。

ウ 文書 3 について

地域安全課では、振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害防止対策の推進のため、自宅の電話は在宅時でも留守番電話設定にして、犯人と話さないように啓発しているが、最近の電話機には、不在メッセージと録音のような、基本的な留守番設定の機能にとどまらず、振り込め詐欺等の被害防止対策のための様々な機能を備えていることを標榜したものも市販されている。

よって、文書 3 は、地域安全課が管理する文書のうち、留守番電話のような一般的な機能のほか、詐欺被害の防止対策のための様々な機能の中で具体的にどのような機能を有する電話が詐欺被害に遭わないために必要かが記載されている文書及びそのような電話の普及率が分かる文書と解した。

エ 文書 4 について

文書 4 に係る開示請求は、愛知県県民生活部（以下「県民生活部」という。）の各課に対してなされたものであり、参考として、愛知県が被告となった訴訟である行政文書不開示決定処分取消請求事件において、裁判所に提出された準備書面が添付されていた。当該準備書面には、愛知県立一宮東養護学校（当時）の教頭が原告に対して、電話や面会による対応をしたときは、愛知県教育委員会学習教育部特別支援教育課の担当者に電話又は個人的に作成した電子メールによりその内容を知らせており、条例第 2 条第 2 項に定める行政文書に当たるような報告書を作成していたのではない旨の被告の主張が記載されていた。

また、県民生活部県民総務課（以下「県民総務課」という。）の職員が開示請求者に確認したところ、愛知県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の答申のうち、私用の IC レコーダを使って開示請求者の発言を録音し、それを文書化し、メールで送信したという記載が具体的にあるものを求める趣旨であった。

条例第 2 条第 2 項において、「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいうとされている。

そして、「職務上作成し、又は取得した」とは、愛知県情報公開条例解釈運用基準（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知）によれば、「実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいい、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等は除く。」とされている。

よって、文書 4 は、地域安全課が管理する文書のうち、愛知県職員が私用の IC レコーダを使って開示請求者の発言を録音し、それを文書化し、メールで送信したという記載がある審査会の答申であって、当該メールで送信したものをメモすなわち行政文書ではないと審査会が判断しているものと解した。

オ 文書 5 について

文書 5 は、地域安全課が管理する文書のうち、発達障害又は発達障害者の定義を管理していることを愛知県教育委員会が主張している旨が記載されている審査会の答申と解した。

カ 文書 6 について

文書 6 に係る開示請求は、県民生活部各課に対してなされたものであり、県民総務課職員が開示請求者に確認したところ、「開示請求内容と情報提供が同じで取り下げた場合を除く」とのことであった。

よって、文書 6 は、地域安全課が管理する文書のうち、地域安全課に対する開示請求において、開示請求者の要求を受け入れたため、開示請求者が当該開示請求を取り下げた事案（開示請求の内容を踏まえた情報提供により、開示請求者が当該開示請求を取り下げた事案を除く。）について、当該事案の内容が分かる文書と解した。

キ 文書 7 について

条例第 11 条第 1 項において、実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をしなければならないことが規定されている。また、同条第 2 項において、実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る

行政文書を管理していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をしなければならないことが規定されている。

よって、文書 7 は、地域安全課が管理する文書のうち、条例第 11 条各項の決定に関する専決権の定義が記載されている文書と解した。

ク 文書 8 について

文書 8 は、地域安全課が平成 27 年 4 月 1 日から文書 8 に係る開示請求のあった平成 28 年 2 月 5 日までの間に作成又は取得した文書のうち、開示請求者が開示を受ける文書の閲覧をする権利を県民生活部県民生活課（以下「県民生活課」という。）の職員が侵害した事例が記載されている文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 から文書 3 までについて

地域安全課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号。以下「組織規則」という。）第 6 条第 10 項において、「安全なまちづくりの推進に関する施策の総合的な企画調整に関すること。」、「交通安全対策の総合的な企画調整に関すること。」及び「交通安全運動の推進に関すること。」と規定されているところであり、盗聴に関連する事務は所管しておらず、文書 1 及び文書 2 が必要になることはない。

また、地域安全課では、安全なまちづくりの推進に関する施策の一環として、前記(1)ウで述べたとおり、振り込め詐欺など特殊詐欺の被害防止対策を推進しており、自宅の電話は在宅時でも留守番電話設定にするなど犯人と話さないようにするよう啓発している。しかしながら、留守番電話設定のような基本的な機能にとどまらず、詐欺被害の防止対策のための様々な機能の中で、詐欺被害に遭わないために、具体的にどのような特定の機能が必要であるかを提示した文書は作成していない。また、詐欺被害に遭わないために必要な機能を有する電話機の普及率を調査したこともないため、文書 3 を管理していない。

念のため、地域安全課において、文書 1 から文書 3 までを探索したが、存在しなかった。

イ 文書 4 及び文書 5 について

審査会が諮問に対する答申をした場合は、審査会の庶務を処理する県民総務課から各課に対し、答申があった旨の送付文が発出される。当該送付文には、答申の概要が添付されているが、答申の全文は添付されておらず、県のホームページに掲載してある旨が記載されている。

地域安全課においては、前記の送付文を収受した場合は、添付されている答申の概要とともに供覧しているものの、その答申の全文を県のホームページから印刷して組織として管理することはしていない。

また、地域安全課において実施機関として審査会に諮問をした案件については、別途、県民総務課から当該諮問に対する答申の全文が送付されているが、文書 4 及び文書 5 に係る開示請求のあった平成 28 年 1 月 29 日時点で地域安全課が管理するものには、文書 4 又は文書 5 に該当する答申はなかった。

ウ 文書 6 について

地域安全課に対する開示請求で開示請求者が取り下げたものは存在するが、開示請求書、取下げ書等の関係文書の中に、情報提供をすること以外で開示請求者の要求を受け入れたため取り下げられた旨の記載はなかった。

エ 文書 7 について

「専決」とは、愛知県事務決裁規程（平成 15 年愛知県訓令第 5 号。以下「事務決裁規程」という。）第 2 条第 1 項第 2 号において、「知事の補助機関が、この訓令に定める範囲に属する事務について、決裁することをいう。」とされている。また、事務決裁規程第 4 条第 3 項では「…本庁の課長…は、別表第 1 に定める…本庁の課長専決事項…について、それぞれ専決するものとする。」と規定され、事務決裁規程第 5 条第 1 項では「地方機関の長…は、地方機関の所掌する事務のうち、別表第 2 に定める地方機関の長専決事項…について、それぞれ専決するものとする。…」と規定されている。そして、事務決裁規程別表第 1 の 24 の項及び別表第 2 の 11 の項には、本庁の課長専決事項及び地方機関の長専決事項として、条例第 11 条に規定する行政文書の開示の請求に対する決定等に関することが定められている。

しかしながら、事務決裁規程は、愛知県法規集に掲載され、県のホームページでも公開されていることから、適宜参照することができ、地域安全課においては、県のホームページから印刷するなどして組織として管理することはしていない。

オ 文書 8 について

地域安全課の事務分掌は、前記アで述べたとおりであり、開示請求者が開示を受ける文書の閲覧をする権利を県民生活課の職員が侵害したという事例が記載されている文書を作成することはなく、また、情報公開制度を所管する県民総務課や県民生活課から該当する文書を取得したこともない。

念のため、地域安全課において、文書 8 を探索したが、存在しなかった。

- (3) 以上のとおり、地域安全課は、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した不開示理由説明書の内容を総合すると、本件請求対象文書は、以下のとおりと解される。

ア 文書 1

地域安全課が管理する文書のうち、盗聴することを公務とする愛知県職員の氏名が記載されている文書

イ 文書 2

地域安全課が管理する文書のうち、愛知県職員が公務員として有する県民の活動を盗聴する権利及び義務が記載された文書

ウ 文書 3

地域安全課が管理する文書のうち、詐欺被害の防止対策のための様々な機能の中で具体的にどのような機能を有する電話が詐欺被害に遭わないために必要かが記載されている文書及びそのような電話の普及率が分かる文書

エ 文書 4

地域安全課が管理する文書のうち、愛知県職員が私用の IC レコーダを使って開示請求者の発言を録音し、それを文書化し、メールで送信したという記載がある審査会の答申であって、当該メールで送信したものをメモすなわち行政文書ではないと審査会が判断しているもの

オ 文書 5

地域安全課が管理する文書のうち、発達障害又は発達障害者の定義を管理していることを愛知県教育委員会が主張している旨が記載されている審査会の答申

カ 文書 6

地域安全課が管理する文書のうち、地域安全課に対する開示請求において、開示請求者の要求を受け入れたため、開示請求者が当該開示請求を取り下げた事案（開示請求の内容を踏まえた情報提供により、開示請求者が当該開示請求を取り下げた事案を除く。）について、当該事案の内容が分かる文書

キ 文書 7

地域安全課が管理する文書のうち、条例第 11 条各項の決定に関する専決権の定義が記載されている文書

ク 文書 8

地域安全課が平成 27 年 4 月 1 日から文書 8 に係る開示請求のあった平成 28 年 2 月 5 日までの間に作成又は取得した文書のうち、開示請求者が開示を受ける文書の閲覧をする権利を県民生活課の職員が侵害した事例が記載されている文書

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 及び文書 2 について

実施機関によれば、地域安全課では、盗聴に関連する事務は所管しておらず、文書 1 及び文書 2 に係る請求対象文書が必要になることはないとのことである。

当審査会において、組織規則を見分したところ、地域安全課が所掌する事務は実施機関が前記 4(2)アで説明するとおりであり、その内容を踏まえれば、文書 1 及び文書 2 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書 3 について

実施機関によれば、地域安全課では、詐欺被害の防止対策のための様々な機能の中で、詐欺被害に遭わないために、具体的にどのような特定の機能が必要であるかを提示した文書は作成しておらず、詐欺被害に遭わないために必要な機能を有する電話機の普及率を調査したこともないとのことである。

地域安全課において、詐欺被害の防止対策のための様々な機能の中で、詐欺被害に遭わないために、具体的にどのような特定の機能が必要であるかを示すことは困難であると考えられることからすれば、文書 3 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 文書 4 及び文書 5 について

実施機関によれば、地域安全課においては、答申があった旨の送付文を県民総務課から収受した場合は、添付されている答申の概要とともに供覧しているものの、その答申の全文を県のホームページから印刷して組織として管理することはしておらず、地域安全課が審査会へ諮問した案件に関する答申については、文書 4 及び文書 5 に係る開示請求のあった平成 28 年 1 月 29 日時点では、地域安全課が管理するものには文書 4 又は文書 5 に該当する答申はなかったとのことである。

当審査会において顕著な事実によれば、地域安全課が審査会へ諮問した案件に関する答申は、審査会答申第 489 号のみである。

当審査会において、前記答申を見分したところ、当該答申の内容が愛知県交通安全対策会議の就任承諾書の一部開示決定に対する異議申立てに係る案件であり、文書 4 又は文書 5 に該当する答申ではないことが認められた。

以上のことからすれば、文書 4 及び文書 5 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 文書 6 について

実施機関によれば、地域安全課に対する開示請求で開示請求者が取り下げたものは存在するが、開示請求書、取下げ書等の関係文書の中に、情報提供をすること以外で開示請求者の要求を受け入れたため取り下げられた旨の記載はなかったとのことである。

一般的に、開示請求者により開示請求の取下げがなされる場合に、その意思が示された文書に取下げの理由を記載する必要はないことからすれば、文書 6 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

オ 文書 7 について

実施機関によれば、事務決裁規程において、「専決」に関する定めがあり、また、本庁の課長専決事項及び地方機関の長専決事項として、条例第 11 条に規定する行政文書の開示の請求に対する決定等に関することが定められているが、事務決裁規程は、愛知県法規集に掲載され、県のホームページでも公開されていることから、適宜参照することができ、地域安全課においては、県のホームページから印刷するなどして組織として管理することはしていないとのことである。

また、当審査会が実施機関に確認したところ、条例第 11 条各項の決定に関する専決権の定義が記載されている事務決裁規程以外の文書についても存在しなかったとのことである。

以上のことからすれば、文書 7 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

カ 文書 8 について

実施機関によれば、地域安全課の事務分掌は前記 4(2)アで述べたとおりであり、開示請求者が開示を受ける文書の閲覧をする権利を県民生活課の職員が侵害したという事例が記載されている文書を作成することはなく、また、他の所属から該当する文書を取得したこともないとのことである。

当審査会において、組織規則を見分したところ、地域安全課が所掌する事務は実施機関が前記 4(2)アで説明するとおりであり、その内容を踏

まえば、文書 8 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

キ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書が不存在であることについては、前記(3)において述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

地域安全課に対する開示請求

文書 1 盗聴することを公務とする愛知県職員の氏名が記載されている文書

文書 2 愛知県職員が公務員として有する県民活動を盗聴する権利・義務が記載されている文書

文書 3 どのような機能を有する電話が詐欺被害にあわないために必要かが記載されている文書及びそのような電話の普及率がわかる文書

県民生活部各課に対する開示請求のうち、地域安全課分

文書 4 情報公開審査会でメモであると判断した、愛知県職員が作成した文書の作成態様が記載されている文書（私用の IC レコーダを使って開示請求人の発言を録音し、それを文書化し、メールで送信事例を含む）

文書 5 愛知県情報公開審査会答申のうち愛知県教育委員会は発達障害（者）の定義を管理していることを主張しているもの

文書 6 部内各課に対する開示請求のうち、開示請求人が開示請求を取り下げた事案の内容がわかる文書（開示請求人の要求が受け入れた場合の分）（現在管理しているもの）（開示請求内容と情報提供が同じで取り下げた場合を除く。）

文書 7 情報公開に関して、専決権の定義が記載されている文書（決定事務に関するもの）

文書 8 県民生活課職員による開示請求人の開示された文書を閲覧する権利を侵害した事例が記載されている文書（平成 27 年度分）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 2. 16	諮問第 1426 号 諮問
28. 4. 22	諮問第 1471 号 諮問 (諮問第 1426 号と併合)
28. 12. 1	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 12. 7	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
29. 3. 24 (第 516 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 10. 2 (第 532 回審査会)	審議
29. 11. 6	答申